

## 全員協議会次第

平成30年6月8日  
全員協議会室13:30～

1. 開 会 (13:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

抜井議長

3. 協議事項

- (1) 藤久保地域拠点施設基本構想について
- (2) 清掃工場等跡地活用における対話型市場調査結果について(報告)
- (3) 三芳町消防団機能別消防団拡大について  
(三芳町役場機能別消防団発足)
- (4) 「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産への認定申請について
- (5) 意見書の調整について

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (16:36)

井田副議長

平成30年6月8日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	菊地浩二
議員	内藤美佐子	議員	山口正史
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

議員 細谷三男

説明者

政策推進室長	百富由美香	政策推進室副室長	島田高志
政策推進室主任	富田篤	政策推進室主任	宮腰孝信
財政課長	高橋成夫	財政課副課長	石川英治
財政契約管理主任	三浦康晴	自治安心課長	前田早苗
治安防犯課主任	長谷川明男	総務課長	大野佐知夫
観光産業課長	鈴木義勝	観光産業振興課主任	小林豊明

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午後 1時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めましてこんにちは。

午前中の一般質問に続きまして、全員協議会ということで、皆様方にはお疲れのところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、説明員であります政策推進室の皆さんもありがとうございます。

おかげさまをもちまして、きょうの午前中をもちまして、14名皆さんの一般質問が終了いたしました。今回皆さんに一般質問をしていただき、非常に皆さんいろいろお調べになりながら質問されていたなというふうに議事を進めて大変感じたところでございます。きっと町勢進展の上で役に立っていくものだというふうに思っております。

おかげさまをもちまして、6月の1日に開会をいたしました本定例会でございますが、来週14日をもちまして、この後特別なければ、閉会をする予定となっております。これもひとえに皆さんのご協力のたまものと深く感謝をするところでございます。また、14日には執行側、課長会との合同の懇親会も予定をされておりますので、出席をいただける方に関しましては、どうかよろしく願いをいたします。

皆さんもご存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングというのが、ことしの分が出ました。昨年がうちが47位だったので、ちょっと下がりました。53位、埼玉県では所沢市に続いて2位、全国の町村の中では8位というふうになりました。引き続き我々も町民の福祉向上のために、議会の改革もしっかり進めていくべきだなというふうに改めて認識をいたしましたので、ぜひとも皆様、引き続きのご協力をよろしくお願いするところでございます。

大変暑い日が続いております。どうか皆様方におかれましてはご自愛いただきながら、ますますご活躍いただきますことをご祈念させていただきまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

以上です。

---

◎藤久保地域拠点施設基本構想について

○事務局長（齊藤隆男君） 続きまして、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、きょう協議事項は5点上がっております。

まず、(1)番でございますが、藤久保地域拠点施設基本構想についてということで、こちらのほうは政策推進室より説明をいただくことになっております。

まずは、室長でよろしいですか。それでは、政策推進室長、お願いします。

○政策推進室長（百富由美香君） 皆様、本日はお時間をいただき、まことにありがとうございます。政策推進室長の百富でございます。

本日は、副室長の島田と主幹の富田と、それから担当の宮腰、4名でご説明のほうをさせていただき予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。では、着座にてご説明いたします。

まず、藤久保地域拠点施設の基本構想につきましては、今年度予算化をし、庁内の検討会議を立ち上げて進めているところでございます。こうした中、策定を支援いただく事業者が決定してきたこともありまして、改めて今年度のスケジュールを含め、議員の皆様にご説明をさせていただくものでございます。

既に、一般質問でも多くのご質問をいただき、答弁させていただきましたので、議員の皆様におかれましてはご承知のことになるかもしれませんが、改めてお時間をいただいて、本日この場でお話をさせていただくものとなります。

では、資料のほうをごらんください。藤久保地域拠点施設基本構想についてということで、黒丸で塗ってあるところ1つ目の藤久保地域拠点施設基本構想策定支援業務委託となっておりますけれども、今年度予算化させていただいて、事業を進めていくものですが、藤久保地域拠点、地域の公共施設については、各施設の更新時期が重なることから、複合施設化をするということを検討しておりまして、町の公共施設マネジメント基本計画においても、そういったことが明記されているところでございます。

今回の業務では、複合施設化の効果や将来を見据えた明確なコンセプトに基づく適切な施設規模、機能などを示す基本構想の策定をするというふうな予定となっております。

検討対象になる施設でございますが、①から⑩となっておりますけれども、対象施設というのが既にございます藤久保小学校、藤久保学童保育室、藤久保公民館、保健センター、中央図書館、藤久保出張所、藤久保児童館、子育て支援センター、商工会館、10個目に、その他の施設となっておりますけれども、こちらも町の公共施設マネジメント基本計画の中で、幾つかの機能について検討していくということが明記されておりまして、一般質問でもお答えした高齢者福祉機能なども入ってきます。こういったもの全てを入れることになっているわけではなくて、今回のこの構想の中で検討していくという施設となっております。

こうしたもののほか、将来を見据えた明確なコンセプトを示していく中で、相乗効果のあるようなものとも一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、今回の複合化に関する検討ということで、こういったことを検討するのかというものでございますが、まず1つ目が、現状と各施設の課題の整理をしてまいります。2つ目に、基本理念や基本方針を策定していきたいと考えております。また、3つ目に、各施設の機能の検討というふうになります。4つ目、各施設の建設場所の検討。また、5つ目、複合化による効果。それから、6つ目に、各施設の規模及び概算事業費の検討。そして、7番目に、運営方法の検討。8番目に、事業手法の検討。これらをさまざま検討していきたいと考えているところです。

裏面になりますけれども、スケジュール（案）というふうにはなっているのですが、ほぼこんな形で進めようというふうに考えているところです。

まず、ここで5月24日にプロポーザルによる業者選定を行いまして、6月には契約というふうなことを考えて進めていこうとしています。この委託期間なのでございますけれども、予定では12月末までということで行ってまいります。

真ん中のところに、基本構想の検討会議というのを庁内で発足しておりますので、ここはもう既に始まっておりまして、随時あわせて内部の検討をしていく予定です。一定の方針が定まってきた中で、住民の皆様にパブリックコメントという形でお示しをしたいというふうに考えています。

この間、ここで契約が終わりましたら、すぐに関係者、関係団体、対象施設も多くありますので、そういったところとヒアリング等で意見交換をしていきたいというふうにも考えております。

その下のところに書いてあります、業者選定というところなのですが、今お話ししたプロポーザル方式により業者を選定したところなのですが、この業者の提案をいただけたところが5社になっておりまして、その中からプロポーザルのプレゼンテーションにより、最終決定として、株式会社日本総合研究所に委託をするというふうに予定となっております。

続いて、一番下の黒丸を見ていただければと思うのですが、こちらが今町のほうで考えられている最短のこの藤久保地域拠点施設基本構想を行っていく中での全体のスケジュールを想定しているものです。

①の基本構想というのが本年度行っていくことで、②の基本計画というのが31年度行いたいと考えております。続いて、民間活力導入可能性調査というの、31年、32年をかけてやっていけたらと考えております。

続いて、4番目の実施方針の確定・公表が33年ごろになりまして、5番目の業者選定や事業契約等を済ませて、設計、また工事というのが最短でも34年以降になってきますので、こちら3年ぐらい想定しておりまして、実際に施設が供用開始できるのは、本当に早くて37年以降になるのではないかとというのが想定されたスケジュールというふうになります。

以上がご説明となります。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室から、新しい藤久保地域拠点施設基本構想についての説明がございました。

何か皆さんからご質問等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

検討対象施設というのが1から10までありますけれども、小学校と学童保育室というのは、ほかの建物と一緒にするような計画になっているのかなと思うのですが、その辺はそういうふうな、一緒ということで捉えていいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今お話しさせていただいたとおり、今後この3つの敷地を使って、土地を活用して、こういった一体的な施設の再整備を行えるかというのを考えてまいりますので、そうした中でいろんな、さまざまなことが考えられるとは思いますが、先に必ず、一般質問でもありましたが、大きな1つの建物を建てて、全てを複合化するというようなことをもう町が決めているわけではありません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。それを聞いてちょっと安心したのですが、やっぱりできれば小学校という、学校というのは、私は、近くにそういうものがあった方がいいのですが、やっぱり敷

地というのは別にすべきだなというふうに思っているので、学校の先生方、そういった意見をすごく尊重しなければいけない。学校の中にいろんな人たちが入って、出入りをするのでは、なかなか授業にも集中できないと思いますので、その辺は十分に学校側の意見も聞いていてもらいたいと思います。

それから、裏のページで、株式会社日本総合研究所がありますけれども、ここで契約が6月ですけれども、ごめんなさい。5月24日までに決定をしたので、この決定金額というのは、予算、今はまだ、ごめんなさい。この金額はまだ、決定金額はわからないということでもいいのですか。6月にならないとわからないですか。もしわかれば今教えてもらいたいと思ったのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

提案をいただいた中で、予算……見積額というのは出てきておりますけれども、まだ契約をしていないので、確定した数字ではないので、また今後お伝えできればというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

そうすると、その見積もりというのは、5社によってそれぞれの金額は違っていたというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

裏面のスケジュール案のところを見まして、基本構想検討（検討委員会等）、これは庁舎内だと思うのですが、あと関係者・関係団体ヒアリングというのがあるのはわかりました。

この計画については、町民の声を聞く場というのが、ワークショップが3年前でしたか。実際にやったのはそれだけで、あとは町長のまちづくり懇話会のときとかに、最初の町側からの1時間ほどの説明のときに、こういったことを考えていますというだけで、しっかりとした意見聴取の場というのは3年やっていないと思うのです。私は、前回のワークショップに参加したときも、当然その参加者たちも、複合化したらどうなるかとかいう形で、具体的な町民の声というのは実際聞いていないと思うのですけれども、この基本構想検討の段階で、町民の声を聞くようなワークショップの場等を設ける考えはあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

これまで、今お話のとおり、ワークショップをやったりとか、まちづくり懇話会でお話ししてきています。また、今回のまちづくり懇話会でもご意見等をお伺いする予定ではございます。

ただ、今回の構想の中では、一定の町としての方針というか骨格がないと、お示しをしてご意見を聞くというふうにはなりませんので、そこまでの段階では、住民の方に、その後ですね、町の考えを住民説明会という形でお示ししてご意見をいただく。また、具体的なこととなりますと、基本計画を次年度策定していき

ますけれども、こちらに関しては、この策定の段階でも住民の方に入っていただきたいとも思っていますし、随時いろんな声を聞いていきたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ご説明ありがとうございます。

私も今、鈴木議員と同じところを聞かせていただきたいというふうに思いながら聞いていたのですが、関係者・関係団体ヒアリングというのを6月から12月まで行われます。これは、どういう趣旨で、どのように進めていかれるのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

こちらのヒアリングにおいては、一番最初のところで、今の各施設の課題とか、現状、課題を整理していくということを予定していますので、施設の現状を知るためにも意見交換をしていく必要がある。今後町の方針を決めていく中で、どういう施設にしていく必要があるのかということも聞き取ってきたいというふうに考えております。この間ずっと随時聞き取るというよりは、施設の対象も多くあるということと、それから一度ではとても済まないと思っていますので、何度か町の考え方を進めていく中で意見を聞いていきたいというふうに考えているところです。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。ということになりますと、団体ごとにお話を進めていかれるということなのですが、その団体というのが、前にある藤久保小学校から商工会館までと、あとその他の施設というところで高齢者福祉機能ということでありまして、ふれあいセンターが入るのかな。また、障害者施設が入るのであれば、障害者施設の団体の方という形になるのかなというふうにも思うのですが、その辺はもうどの団体とやるというのはしっかり決まっているのかどうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

想定されるものも既にありますけれども、まだしっかりとこことここということで決めていないのは、まだ担当課とも相談をする必要があるというふうに思っておりますので、ここについて既にきちっと決めてある状態ではございません。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そうしますと、団体ごとに意見を、課題、現状を伺って、そしてもし複合施設の中にこの施設が入るのであれば、どのような施設にしたいのかというのを伺い、そして町の考えも、そこでご理解いただくというような、そういう先ほどの室長の答弁だったかなと思うのですが、そこら辺で伺った意見が、②の基本計画のほうに反映をされていくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

そこで伺った意見が全く基本計画に入らないわけではないのですが、基本的にこの構想を考えていく中で骨格を決めるためのご意見をいただきたいと思っています。その先の、例えばこういう部屋がある

といいとか、細かなことまで全て今年度に聞き取っていってしまいますと、とても構想ができ上がらなくなってしまいますので、そういったコンセプトや方針を示していく中でのご意見聴取になります。次年度においては、本当に細かにいろんな方の意見というのを反映させられるような機会をつくっていきたいと考えております。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

関係者、関係団体ヒアリングというのが、今年度中、12月までに行われるということは、最後に伺いますが、その他の施設というところがちょっと今ファジーになっているかなというふうに思うのですが、そこら辺も今年度中に決定されるというふうに思っているのか。それともそこら辺はまだまだ決定できなくて、基本計画のほうにまで長引くということもあり得るということなのか。団体さんたちは、やっぱりうちが入るのか入らないのかというのを早く知りたいところかなというふうに思うので、その他の施設がとても気になっているところなのですが、よろしくをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

それについては、こちらとしても一番は、今年度中にはきちっとしていききたいというのはありますけれども、実際のところ対象施設が大変多いということ、また関係機関が大変多いというような課題がございますので、なかなか現実的には、この30年度、全てが決められるというふうなところまでは難しいのではないかとこの予想もしているところではございます。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

スケジュール（案）の中の2段目の基本構想検討というところで、5月から始まっているのですけれども、この検討委員会での検討が始まっていると思うのですけれども、この内部ということだったのですけれども、メンバーというか課と申しますか、その辺を教えてくださいたいのですが。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えします。

町長をトップに、町長、副町長、教育長、政策推進室長、総務課長、財務課長、都市計画課長、福祉課長、学校教育課長、教育総務課長、こども支援課長、生涯学習課長、健康増進課長、住民課長、秘書広報室長、またあと総合調整幹という16名ですか、のメンバーになっております。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） この検討委員会ということで、各課の課長が皆さん参加されていると思うのですけれども、既に何回かこの検討委員会というのは開かれているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今、既に1回ですが、開催をしたところでございます。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） その1回目の検討の内容についてお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今回皆さんにお示したような基本的な流れと、町のもともと、公共施設マネジメントでこのように示されていたものを今後構想としてつくっていくというような、本当に基本的なところを全体で確認したところでございます。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 次に開かれるときには、今度は何を話されていく予定なのかお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えします。

今後業者も決まりまして、そのスケジュールを確定させて、今年度の手順を確定させていくところなので、その内容というところまではっきりと決まっていますが、先ほど内藤議員さんからありました、どの団体にとか、どこの施設に、どの時期に話を聞いていく必要があるのかとか、そこはもう早急に決めていく必要がありますので、そういったことになるのではないかとこのように想定しているところです。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今増田議員のほうから話があったのにつながるのですけれども、検討委員会、この案のほうを見ますと、「検討委員会等」というふうになっているのですけれども、その検討委員会のほかにどのような検討の場があるのかお尋ねいたします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

検討委員会以外の何か設置されたものがあるわけではないのですけれども、ここの表の中で、パブリックコメントを行うとか、その修正を行うとかというふうになっておりますので、あと公表。事務局のほうでも動いたりという、そういうものもあるので、等がついているというような経緯でございます。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

特に検討会のような、そういう場があるというわけではないという、そのように理解しました。

町の重要なことなので、重要政策検討会議でしたか、そういう場もあると思うのですけれども、それがここにかかわってきたりするようなこともあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

何か方針を決める場合に重要政策会議を開くことになるのですが、今回のこの検討会議には、その重要政策会議のメンバーが全員入っております。そうしたこともありますので、再度調整する必要があるようなものがあれば別ですけれども、この会議の中で考えていくことが基本にはなると思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） この検討委員会なのですから、これはちなみになのですが、傍聴等はできるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

内部の会議なので、オープンにどういう形で、事前にできるかというのを調べてお答えしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） というのは、基本、構想ができるまでは、特に住民へのヒアリングというか、ワークショップみたいなものをやらないと言っていたと思うのですが、構想がもとになって計画ができる土台の部分だと思うので、そういったところで、町はこういうふうな検討をして、こういう構想、土台を決めたというのが、住民の方に、ヒアリングまではできなくても、わかってもらえたほうが、よりその後の計画も納得してもらいやすいのかなとも思ったので、ちょっとそういったところも確認を、どうしても非公開なら非公開で、それは仕方がないので、確認をお願いしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 回答がありますか。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えします。

今の件については、確認をきちっといたしますけれども、内部の会議はきちっとやっていかななくてはならないのですが、途中お示しできるようなものは、議会の皆さん、また住民の方にも、ホームページ等を使ってでも、なるだけ公表していきたいというふうには考えております。

○議長（抜井尚男君） 今の件ですけれども、傍聴ができるかどうかという回答を後に議会のほうに提出をしていただくということでよろしいですか。

その回答は、いただいたものは、皆さんのレターケースに入れるということでよろしいですか。いいですか。では、そのように回答をお願いいたします。

続きまして、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと簡単なところであれなのですが、対象施設が1から10ということで、その他の施設というのは、先ほどふれあいセンターとか太陽の家とか出ていたと思うのですが、社会福祉協議会というのはこの中に入るのかどうかというのが一つ。

それから、10とあるのは、その他の施設は1つしか入れないのか、それとも団体との協議によっては、この数というのは多少の変化があるのかどうか、その辺について、2点についてお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今お話の高齢者福祉機能という言い方でお伝えしてきたかと思うのですが、それについては、今回の藤久保地域拠点施設を考えていく中で、あわせて検討するというのが町の公共施設マネジメント基本計画にのっているところです。それについては、当然ながら検討したいと思っております。

それ以外の施設をどうするかということですが、基本的に考え始めたら、いろんなものを入れることが出てきてしまいますので、すぐに全てのものを検討しようというふうには思っていないんですが、今回事業者も決定して、考えていく中で、藤久保地域が、中心地につくりますので、効果がより高まるような機能や

施設というものについては、検討ができるのではないかと考えております。ただ、あそこの施設を入れよう、これを入れようとかということでふやしていこうという考えではございません。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 社会福祉協議会については、団体の意見を聞いていくという中に入るのかどうか、その辺について。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今の時点では、どういうふうになるかというのはまだ決まっていないところです。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） あと最後に、まだまだこれからのことで、多分わからないと思うのですけれども、もしわかっていたらなのですけれども、例えば3階建て、4階建てとか、高さの階というのは、大体の想定はあるのかどうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

そういうことは全く決まっています。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の検討対象施設の社協なのですが、まだ決まっていないということなのですが、補正予算で、こちらに移るといえるときに、その質疑の中で、次の基本構想というか、拠点の施設基本構想ができるまで待てないのかというお話ししたときに、急ぐからダメだということで、将来的には藤久保の拠点施設のほうを考えているというご答弁だったはずなのです。今になると、それもないと。ということは、あの時点で私はだまされたということですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今の時点で、ないかあるかというのが決まっていないということでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） それは、もうさっきから聞いているので、そうではなくて、あの質疑のときに、こちらに、藤久保の拠点のほうができればという話があったので、私は賛成したのです。今になって、あるかわかりませんと。だから、私はだまされたのですかと聞いているのです。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

入れないというふうなことが決まっているわけではないです。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 余りやってもばかみたいなので。

私が聞いたのは、こちらができれば、こちらに来るといえるということで、それで私は賛成に回ったのです。でも、今になると、来るか来ないかわかりませんと、まだ決まっていないということは、私がだまされたという

ことですよね。これ以上は聞きませんけれども、町長に十分言っておいてください。私はだまされました。

次に、先ほどの対象施設の中で、中央図書館が入っていますよね。ところが、今お聞きした基本構想の検討委員会の中には、生涯学習課も図書館長も入っておりません。何ででしょう。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

生涯学習課長は入っております。お伝えしたと思うのです。図書館長と、それから公民館長等につきましては、毎回の全ての会議に出席するということが、人間的にも難しいということで、生涯学習課長が兼ねておりますが、具体的に図書館のお話をしたり公民館のお話をするときには、呼び出すということになっております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、検討委員会が一応ありますが、必要に応じてほかの方も出席するような会議になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

そのように考えていただいて大丈夫です。出張所などもございますが、そういった細かなところは、もっとそこを具体的に話すようなときには呼び出すことにもなると思うのですが、全ての会議にそろえるというのは厳しいということを想定しているところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

あと次に、構想の全体スケジュールの中の3番に、民間活力導入可能性調査というのがあります。ここで言っている民間活力というのは何を指しているのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

P F I等のことを想定しております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、基本的にはP F Iということは、運営と設計というか建築も絡んでくるとは思いますが、いわゆる民間施設等を導入する考えはないということよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

この調査では、P F I等の可能性もありますので、民間施設を入れる可能性等も調査する予定でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうしますと、いわゆる町の施設、公共施設に限らず、民間の何らかの施設も入る

可能性はあるという解釈でよろしいのですね。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

そのように捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 同じところで、今のお話、P F Iで考えるけれども、民間の施設もあり得ることなのですが、ここで資金の導入というか、民間の資金の導入ということは考えないのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

P F Iの調査をいたしますので、民間資金を導入する可能性も検討いたします。また、町の公費だけでやる可能性、その2つを比較検討することを検討しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

民間の資金が導入された場合、どの程度の金額になるか今現在はわからないと思うのですが、いわゆるそういう形になりますと、形態がすごく変わる場合もあり得ると思いますので、その辺は、民間の施設が入ってくるということになると、住民から見れば形態が、非常に今イメージを持たれているのと変わってくる可能性もあると思いますので、その場合は、ぜひ住民に対して、こういう形になるかもしれないというような提示をしていただきたいのと、民間の資金が導入される場合は、当然のことながら町の負担も減るはずなので、その辺も住民にきちっとわかりやすく説明を願いたい。

場合によっては、どちらを選択するかも問うていただければいいのかなと思いますけれども、なかなかそこまではできないかもしれませんが、少なくとも説明責任をきちっと果たしていただきたいと思いますし、できるだけそういった外部の、今自治体だけでもって何とかしようというのは、非常にもう無理な時代に入っていますので、民間の活力、資金も含めて、導入のことを考えていただきたいと思うのですが、思うのですが、その導入の可能性のテスト、調査が、上の基本計画の半ばぐらいですよ。からしか始まっていないのです。民間の資金導入あるいは施設、中の設備、施設等の導入を考えるのであれば、基本計画のもっと早い段階から考えるべきだと思うのです。

というのは、途中まで基本計画が固まってしまった中で、ほかの企業、どこか何かやりますかといっても、余りにも制約が多くて無理なケースが多いわけですから、できるだけ基本計画の前の段階から始めるべきだと思うのですが、どうでしょう。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

基本計画と民間活力導入可能性調査、あわせてやっていきたいというふうに考えております。

あと……

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 済みません。基本計画、民間活力導入可能性調査というところのこの矢印を見て、今のご質問につながったと思うのですけれども、同じ時期にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

私は、今回一般質問でもさせていただいたので、お聞きするのはどうしようかなと思っていたのですけれども、先ほど社協の話が出たり、また商工会館がこの検討施設の中に含まれているということでお聞きしたいと思うのですけれども、まず基本構想が今あって、商工会館の中に商工会が残されていると思うのです。社協が今度庁舎内に、4月に移転した理由というのも、やはり耐震上の問題があるということで移転していると思うのですけれども、この基本構想、検討中に商工会には何らかの形でお話を、移転の話とかを持っていく予定があるのか、まず。それが商工会との話が行われないと、なかなかこの基本構想というのもできないのかなと思うのです、商工会館がある以上。その辺をどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

商工会にもヒアリングもしたいと思っていますし、今後の方向性、考え方というのは一緒に、意見交換をしながら考えていきたいというふうには思っております。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうすると、一応この基本構想の検討期間というのが、12月から1月にかけて一応終了という形になってはいますが、その中で、商工会との話し合いで折り合いがつかなければ、こちら辺まで、またこれ以降にずれ込む可能性もあるということですかね。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

先ほど来その話もありましたが、今回の基本構想の中で、全て入れ込む施設等がはっきりと確定するというのは、なかなか難しいという部分もあるのではないかと考えておまして、商工会に関しても、ご意見をすぐに集約していただければいいのですが、どういうふうになるかというのも、今後の意見交換やヒアリングをしていく中で変わってくると思いますので、12月までの時点で、商工会が入る入らない、どういう施設になる、どういう規模になるという細かいことまで決まるというふうには、できないのではないかと考えております。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 私も、商工会さんのほうにも何度かお邪魔したりして、お話もお伺いしているのですけれども、今回の一般質問でも、去年の暮れに町のほうから案を出した藤久保5区のですか、第1集会所の複合施設にしての、そこに入るという案が、今のところ保留になったというようなお答えがあったと思うのですけれども、その案がなくなったのであれば、この構想の中にやはり、今後建設も含めて入ってくるのかなと思うのです。商工会としてもやはり、そのように次の移転先というのがないと、なかなか決められないといったお話も商工会さんのほうからお伺いしているのです、できればきちんと構想の段階で、どこどこに

最終的には入れるというようなお話を商工会のほうにもしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

こちら側の考えとしては、もうそこまで判断していただくような流れで進めたいと思っております。商工会さんのほうでどう考えるかというのが、12月までの時点でどういうふうになるのかというところになると、難しいのかなというのは想定しているところです。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） これは、お答えは結構なのですが、やはり先々の、先が見えないということでもかなり心配されているようなので、その辺、この基本構想も含めて、流れるなものもきちんと説明した上で、丁寧にと言ったらあれですけども、先々、ここに移転した後に構想が固まって、最終的な地域拠点の構想が固まったときには、こういうふうにしますよというようなお話を進めていって、持って行っていただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

答えは結構です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。1点だけちょっと確認です。

1 ページ目の検討対象施設の下のほうに、「3つの土地を活用して一体的な施設の再整備を行う構想」となっております。ということは、この1、2、3の土地以外の購入はないと。今使っているところでいくと、ここから抜けているのは駐車場ですよね。公民館の駐車場というか、図書館の駐車場というか、それが抜けているのですが、今ここでは1、2、3というふうに限定しておりますが、これ以上の土地の購入はないというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今言った図書館等で使っている土地というのは、お借りしている土地なので、人の土地を今回の構想に入れられないということで、含めておりません。特に土地を購入したいというようなことまで決めて、今の時点で決まっているものはありません。この今ある3つのスペースを使って、いろんな発想で今回の構想をつくっていきたいとは思っております。

例えば駐車場が足りないとか、どういうことが課題として起きてくるかというのは、これから考えていくことなので、全くわからないところなのですが、基本的に何かもっと広げようとか、そういう考えがあるわけではございません。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、(1)番は閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時17分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午後 2時19分）

---

◎清掃工場等跡地活用における対話型市場調査結果について（報告）

○議長（抜井尚男君） それでは続きまして、（2）番項、清掃工場等跡地活用における対話型市場調査結果について（報告）でございます。

こちらは、財務課、まず最初に財務課長からよろしいですか、課長からで。

それでは、財務課長をお願いします。

○財務課長（高橋成夫君） お時間いただきましてありがとうございます。財務課のほうで、私、高橋と副課長の石川、管財契約担当主幹の三浦のほうで参加させていただいてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。財務課としては、全員協議会の資料、1枚のやつ、両面のやつです。こちらと、あと別紙1、清掃工場等の利活用における対話型市場調査の結果を公表しますという、この2部を資料として提出しております。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、旧三芳町清掃工場等の利活用における対話型市場調査結果についてご報告させていただきます。報告内容といたしましては、旧三芳町清掃工場等の利活用における対話型市場調査結果を町ホームページにおいて公表するに当たり、議会へ報告させていただくものであります。

それでは、右上に全員協議会資料と記入された資料に沿いまして、ご説明いたします。まず初めに、1、施設概要、（1）、施設経緯についてご説明いたします。三芳町清掃工場における近年の状況ですが、平成14年2月にふじみ野市との共同処理を開始し、可燃ごみはふじみ野市、粗大ごみ及び不燃ごみにつきましては三芳町においての処理を開始いたしました。平成18年3月には、三芳町清掃工場における焼却施設の解体が完了し、同敷地にはストックヤード等が建築されております。その後、平成28年10月、ふじみ野市との新環境センター稼働に伴い、町の清掃工場が稼働停止となっております。ただし、最終処分場があるため、現在も水処理施設は稼働しております。

続きまして、（2）、土地・建物ですが、清掃工場、旧ふれあいセンター、太陽の家の敷地につきましては、敷地総面積1万9,466.84平方メートル、建物につきましては、合計延べ床面積2,482.39平方メートル、全11棟となっております。町といたしましては、平成28年10月をもって清掃工場稼働停止が決定されたことに基づき、清掃工場と跡地に関する今後のあり方について、庁内において検討することといたしました。

次に、2、検討の経緯についてご説明いたします。平成28年6月に、庁内の検討組織として、三芳町清掃工場等跡地利用検討委員会を設置いたしました。構成につきましては、（1）の表のとおりとなっております。

（2）、検討内容でございますが、同敷地を町の単独活用する場合の費用を、同様の事例であるふじみ野市大井清掃センター解体土壌改良工事の実績額を参考に、解体を実施する場合の費用試算をしたところ、約19億円かかることが見込まれました。

裏面のほうにお進みいただきたいと思います。2ページのほうをお願いいたします。この試算金額から、

①、現状において、町単独での解体費用を捻出することが困難であるとの考えに至ったものであります。

次に、②、公的負担を抑える手法の検討を行いました。他団体の状況等を調査し、手法の検討を実施したところ、平成26年に、所沢市において民間活力を活用した案件として、旧所沢浄化センター跡地利用事業がございました。当町においても、所沢市の手法を例として、民間活力の活用を検討することとさせていただきます。

しかしながら、清掃工場跡地という特質上、事業の実現可能性を調査するため、③として、市場価値の有無の調査として、対話型市場調査を実施することとさせていただきます。

それでは、報告内容であります、市場調査の実施結果についてご説明いたします。申しわけございませんが、別紙1のほうに移らせていただきます。別紙1のほうをお願いいたします。

旧三芳町清掃工場等の利活用における対話型市場調査結果を公表しますをご参照願います。対話型市場調査における応募要件につきましては、地域要件等を定め法人または法人グループによる一般公募にて実施いたしました。

1、市場調査の経緯といたしましては、平成28年12月に、町広報及びホームページにて公募要件を公開したところ、事前説明会において2事業者の参加がございましたが、参加の意向を示していただきました事業者は1事業者でございました。よって、1事業者と当委員会において対話の実施を行ったものであります。

なお、公募時の要件等につきましては、2、公募時要件についてをご参照いただきたいと思います。

ご説明いたします。1つ目の丸印でございます。旧三芳町清掃工場等の概要におきましては、先ほどの施設概要と同様であるため、割愛させていただきます。

次に、2つ目の丸で、提案の条件等の概略といたしましてご説明いたします。(1)、こちらにおいては、全部活用及び一部活用のいずれも認めました。

(2)として、土壤汚染調査は、実施してなく、未確認である点。

2ページのほうをお願いいたします。(3)及び(4)では、売却及び貸し付け、いずれも可とし、既存施設においては、使用または撤去、いずれも可とするが、既存施設を撤去または補強修繕等をする場合における費用は、事業者負担としております。

(5)においては、敷地全体を対象としておりますが、太陽の家については、現在稼働中のため、提供不可となる旨を掲載し、(6)においては、最終処分場における提案も受け付けるといった内容でございます。

(7)においては、町の収益確保に関する件、(8)においては、条件等に関するアイデア及び意見について頂戴するといった内容であります。

3、結果概要における(2)、事業者からの提案概要といたしましては、①として、既存施設を提案者が撤去した後、敷地全体を活用した民間施設の建設提案がございました。

なお、詳細な提案内容につきましては、事業者の私的財産に係ることから、省略させていただきます。ご了承ください。

②、本町への貢献等といたしましては、町の政策とコラボ可能な価値の創出や官民連携によるプラスなイメージ変換を図る提案があったものでございます。

③、事業スキームとしては、PPPを活用した建築から運営までを含んだ提案であります。

3ページをお願いいたします。課題等といたしましては、土地活用方法における開発許可におけるご意見

や埋設物等に関する懸念が挙げられたものであります。

④、その他ご意見といたしましては、民間ノウハウ活用において細かな条件をつけないでいただきたいことや、スピード感におけるご意見も頂戴しております。

4、今後の予定として、本調査におけるご意見を参考に、民間活力を生かした事業手法の検討を進め、事業者公募に向けた準備を行う旨を公表しようとするものでございます。

済みません、もとの資料のほうの2ページ、全員協議会資料の2ページ目の中段にお戻りいただきたいと思っております。中段の黒枠に記載のとおり、これらの検討や調査結果を踏まえまして、三芳町清掃工場等跡地におきましては、市場価値は有しているものと判断し、民間活力の活用を検討するものとさせていただいたものであります。

3、今後の予定といたしましては、懸案であります埋設廃棄物調査や町としての適正な価格条件を有することが必須となるため、解体条件の整理及び解体費の積算、土地の鑑定評価といった項目を調査するための調査業務委託の実施に向け、内容を検討し、精査後、今後予算化を検討していきたいということでございます。

以上で説明のほうを終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

それでは、2番の清掃工場等跡地活用における対話型市場調査結果について今報告をいただきました。ご説明を賜りました。

何かご質問ありましたら、挙手にてお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

3点ほどお聞きしますけれども、この土地・建物が清掃工場、旧ふれあいセンター、太陽の家ということでもあります。最終処分場はここの中に含まれるのか。最終処分場をどうするかというのは、まだこれからの議論で、廃止にするかどうかということで、私は予算のときにも言いましたけれども、最終処分場の調査費が毎回出ているので、何らの結論を出すべきだということを言ってきました。そういう中で、ここのところには処分場は入るのかどうか、それについてまずお聞きします。

○議長（抜井尚男君） 財務課管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

こちら2番に記載がございます、土地の敷地総面積1万9,466.84平方メートルにつきましては、これは最終処分場も含んだ面積となっております。ただ、今議員ご指摘のとおり、今後最終処分場をどうするかにつきましては、さまざまな課題もありますことから、これからの検討事項とさせていただいております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、金額を出していただいておりますけれども、19億2,748万ということで、この最終処分場のほうについては、相当なまた金額がかかってくると思っておりますけれども、その辺についてはここは入っていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

議員お見込みのとおり、こちらの費用には最終処分場の改良費用は含まれてございません。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、2点目の質問でしようけれども、この2つ目の資料にも、ちゃんと提案の条件つきと、「等」というのが書かれております。私は、土壤汚染調査というのは、ここはやらなければいけない地点だというふうに捉えているのです。その土壤調査は行うべきだと思っておりますけれども、もし行うということになったら、それはどちらで行っていくのか。町で行っていくのかどうなのか、その辺についてはいかがでしょうか。土壤調査はやっていくものだと思っておりますけれども、その辺についてもどう思っているか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

こちらの調査業務委託の中におきまして最低限の、町として、その土地の適正な価格条件を設定する上で必要な調査は行っていく予定でございます。ただ、こちらに記載しているのは、あくまでも公募時の、市場調査は公募時の要件といたしまして、この段階では土壤調査は行っておりません。ただ、いずれも土壤汚染の危険性はあるものという認識なので、その条件のもと市場調査を行わせていただきたい旨の掲載となっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その辺も、土壤調査をやるかどうかというのは法律でも決まっていますので、その辺はきちっと町が把握しておかなくてはいけないと思うのです。そのためにはどのくらいの費用がかかるのか、その辺はきちっと、まずこういった話し合いをする前に、解決しておくべき、提案できるようにしておくべきだと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

もしもこの事業をスタートさせていただきまして、正式に事業者を決定する公募を実施する前には、今ご指摘をいただいた土壤汚染の調査ですとか、その辺の詳細な調査を実施した後に公募をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 汚染物質が仮にあった場合に、その深さとか、また関係してくるわけですよね。そうすると、もし出た場合には相当な金額になるわけですよね。ですから、そういうものも含めて提案された業者が請け負っていくのかどうか、町が持つていくのかどうか、その辺はまた大きく変わってくると思うのです。

それで、3点目の質問は、対話の参加者は1事業者があるということでありましたけれども、これは町内業者なのか、それとも町外の業者なのか、その辺についてだけお答えをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 申しわけございませんが、公募の実施要領、こちらに、全くその辺の関係は公表しないとなっておりますので、控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、その業者名を発表してくれとは言っておりません。町内か町外かぐらいは、そのぐらいは、住民に対しても、私たち議会に対しても、そういったことは私は知らせるべきだと思いますが、その辺について。

○議長（抜井尚男君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

これは、あくまで市場価値があるかどうかの有無の調査でして、この段階では全く公表しないということになっております。この後、いろんな調査等が終わった後に、広く公募ということを考えていきたいのですが、その時点では、公募に関しては広くお知らせできるかと思っています。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと納得できません。公募にして、それからという。そうしたら、こういった対話型をやっているわけですから、そういったことぐらいはちゃんとすべきだと思いますけれども。

最後に、私はこの問題でも一般質問したことがありますけれども、最終的にそういった事業者が難しいときには、やはり植林、三芳のシンボルというのは緑ということでしたから、今はそういった生活が大変ですので、税金を上げないでくださいというのが一番ですけれども、しかし私は、そういった植林も、町として、どうしても事業者が決定しなかったときです。決定しなかったときは、植林という方法も考えていくべきだと思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、公募にした場合、事業者の応募がないことも想定されます。よって、本日、今ご説明しました調査委託業務におきましては、その後、町が単独で解体等を実施する場合も、利用できるような内容で、事業者公募の結果を踏まえまして、また検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

公募の要件についての提案の条件等の（7）なのですが、この意味がよくわからないので、確認したいのですが、三芳町の収入がマイナスとならない内容ということは、ここの土地を売却なり賃借するときの入ってくる収入と、それからこの撤去費用ですね、これとを相殺してマイナスにならないという意味なのか、ちょっと収入がマイナスという意味がわからないのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

今議員さんからもお話があったとおり、売却、貸し付けの条件の中で、恐らく民間事業者のほうにつきましても、解体や改良費用というのは見込んだ上での提案という形になろうかと思われまます。その上で、なるべく、特殊な理由がない限りは、多少なりとも三芳町の収入が出るような形、マイナスとならないような形でお願いしたいという旨で記載させていただいております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です

そうしますと、基本的にこれで公募に行ったとして、決まったとして、解体費用だとか最終的な土壌の改良だとか発生したとしても、三芳の歳出でやるのではなくて、あくまでも業者のほうでやって、それは業者側の出費になりますよね。三芳としては、収入としては、売却なのか賃借なのかわかりませんが、その収入から向こうがかかった経費を引いたものが、マイナスにならないという考えでよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

実際にマイナスになるかならないかにつきましては、先ほど申し上げた調査委託業務、その内容によって大きく影響されるものであるとは認識しております。ただ、一応こちらは、あくまでも市場調査の提案公募をする段階での要件として入れさせていただいております、このような言い方をしては申しわけないのですけれども、希望的観測として、なるべく三芳町がマイナスにならないように。ただ、今後の正式な事業者公募をする場合には、先ほどご説明しましたとおり、解体費用の積算ですとか埋設物量の調査、あとは土壌改良等が必要な場合はその費用等といったものを見込んだ上で、町としてその土地の適正な価格を算出したしまして、その基準を下回らない提案を受け付けるといった内容で考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） いろいろ見ていて、私は頭が今こんがらがってしまったのですけれども、基本的なところからお聞きすると、これは今対象となっている1万9,466.84平米、ここの土地の利活用。建物、それは壊して、民間企業が建てても、今のものを耐震して使ってもいいけれども、土地をお貸しして、その上に……土地は三芳から財産を手放すわけではなく、土地を貸すという公募を受け付けているのですか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

こちらの市場調査の提案をした際には、こちらの提案の条件等にも記載しておるとおり、売却、貸し付けのいずれの提案も可としますという形で、双方考慮してございます。今現在も三芳町、庁内におきましても、どちらが望ましいのかというのは検討中でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 2枚つづりの2ページ目の3のところ、旧施設は売却または貸し付け、いずれも可としていますとなっていたので、では土地は違うのかなと私は思ったのです。もし土地の売却、要はひっ

くるめて売るとなった場合に、(5)にある「太陽の家」については、現時点及び今後も稼働するものとして、というのが、町の施設としてできなくなりますよね、もし土地・建物全て売却となる場合。そういったところはどうかかなと思ひまして。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

こちらの提案時につきましては、まず第1が幅広い提案を受け付けたいという趣旨のもと、このようになるべく制限をかけない条件で入れさせていただいております。ただ、今議員ご心配のとおり、現時点でまだ太陽の家は動いてございます。ですので、その一部を除外するとか、そういった、要は実際にどこまでの用途区域を含めるのかというのは、今検討中でございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 最後に、民間企業からいただいた意見のところ、スピード感が重要であるというのも指摘されております。町としては、どのくらいで、ある程度の方向性を決定したいというのは考えているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

確かにスピード感を持って町側としても行いたいところは重々理解はしているのですが、ただこちらの土地の関係上、やはり事前調査というものが必ず必須であり、それにちょっと時間を要することから、その調査結果をもとに、今後のスケジュールというのも含めまして、なるべく早目に実施できるよう考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようであれば、(2)番は閉じさせていただきます。

ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(午後 2時42分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

(午後 2時50分)

---

◎三芳町消防団機能別消防団拡大について（三芳町役場機能別消防団発足）

○議長（抜井尚男君） 休憩前に引き続き、協議を行います。

続きまして、(3)番項、三芳町消防団機能別消防団拡大について（三芳町役場機能別消防団発足）でございます。

こちらの説明は、自治安心課長かな。

それでは、自治安心課長お願いします。

○自治安心課長（前田早苗君） それでは、自治安心課、前田です。三芳町役場機能別消防団発足ということで説明をさせていただきます。

機能別消防団は、全国的な消防団人員不足の解消のため、消防団員の充実強化、活性化する施策として、機能別消防団制度の環境整備を実施するという事で、平成26年2月に三芳町消防団の機能別消防団の制度が立ち上がり、発足したことは皆さんご存じのことだと思います。

そのような中で、まだ消防団員が足りないということで、消防団のほうから、町役場の職員を消防団のほうに何とか加入ができないかというようなご依頼をいただいております。平成27年に、初めて職員向けに周知をしたところですが、なかなか職員からの加入がなかったということでございます。

平成28年に再び、今度は職員対象に説明会を行いまして、説明をしたところ、平成28年に女性消防団のほうに1人入隊をしたということでございます。

平成29年度に関しましても、新人の新入職員のほうに、消防団のほうの加入のお話をしたところ、基本団員として3名、それから女性消防団として4名の入隊があったというのが昨年度までの状況でございます。

そのような中で、入団した職員等のお話も聞きますと、やはり1年目に入って見たものの、やっぱり勤務の体制がシフト対応だったりとかするので、なかなか活動していくのが苦しいというような声も職員からは上がっております。

そういうところで、つらいという声を聞いた中で、どうしようかというところで、平成30年の1月19日には、また消防団員の確保に向けた取り組みということで、総務省大臣から書簡も寄せられてということで、どんな体制を組むのが一番いいだろうかというようなことがございまして、平成30年のここで、三芳町役場の機能別の消防団を発足させるという形で至ったわけでございます。

ことしの新入の職員にも機能別のほうの消防団のお話もしまして、参加するよというような職員からの声も聞こえておりますので、そういうことで機能別の消防団を立ち上げることになりました。

三芳町役場の消防団の発足ということになりますけれども、三芳町役場の機能別消防団としましては、目的は、消防団員が年々減少する厳しい状況の中、新入団員の確保が大きな問題となっている。地域の安心安全の維持・確保、防災意識向上の観点から、消防団活動の後方支援等を目的として、町職員による機能別消防団を組織するという目的で立ち上げようということでございます。

活動内容としましては、消防団の現場活動に際しての後方支援に関する事。水を出す訓練までは行いませんので、先日のアスクルのような大規模災害のときの後方支援ですね、炊き出しだったりとか、そういうような後方支援。それから、消防イベント等における広報。産業祭等で今、広報を消防団がやっていると申しますけれども、そのようなもの、または行政区に伺って、行政区ごとに住宅の防火診断というのを消防団は行っております。そのような防火対策周知活動、そういうところに重きを置いて機能別の消防団が活動していくという形になります。それ以外に関しましては、三芳町消防団の本部のほうに直接組織されると、本部の下につくというような機能別の消防団になるということで計画がされております。

構成と任期ですけれども、三芳町役場職員、総勢15名以内で組織をし、任期はおおむね2年とするということになっております。現在のところ、機能別消防団員としまして、12名の職員で立ち上げをしようという形になりました。

12名の内訳でございますが、平成30年度、今年度入りました職員が7名、29年度入りました職員で、既に

基本団員であったり、女性消防団に入ったりとかしている職員がございますが、その職員が5名異動してきまして、計12名で発足をするという形になります。

身分と保障になりますけれども、身分は非常勤特別職の地方公務員で、報酬はなし。出勤手当に関しましては、出勤するときに1回2,000円出ると。公務災害の補償制度はあり。職務専念義務免除があるという形の構成になっております。

発足時期に関しましては、ここの議会でも補正予算のほうで上げさせていただいております最低限の被服費、その被服費及び消防議会のほうでも補正予算を上げさせておりますので、関連予算が議決しましたら、7月以降速やかに発足をしたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。三芳町消防団機能別消防団拡大についての説明をいただきました。

今自治安心課長からの説明にもありましたとおり、こちらの案件は今定例会の中の補正予算に計上をされておりますので、その辺皆さんご配慮をいただきながら、聞き逃した点等、確認したい点がありましたらご質問いただければと思います。

何かございますでしょうか。

では、岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ご説明ありがとうございます。

三芳町役場職員の方の消防団ということで、非常にうれしく思っておりますけれども、12名で発足をされるということで、済みませんが、男女のこの12名の内訳をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 12名の内訳。男女。男性職員が4名、女性職員が8名でございます。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 女性消防団が8名ということで、以前のときには4名の方から大きく、また女性消防団のきめ細やかな推進をしていただきたいと思いますと思いますが、2市1町で他市の部分での、職員さんの消防団に入っている方の確認というのはされていますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 済みません、そこまでは行っていませんけれども。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 他自治体はどうかという質問が今ありましたけれども、その辺は本当にそう思います。

12名の所属の担当課というのはどこになるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 課名を述べていきます。住民課、福祉課、健康増進課、生涯学習課、総務課、秘書広報室、自治安心課、福祉課、都市計画課。

以上です。済みません、ダブリました。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 職員が次々削減されて、今本当に残業をしなくてはならない課、毎日のように残業しているところもあるのですよね。そして、こういう新しい、新人職員というのは、役場の仕事を頑張っ  
てこようと思って入社してくると思うのです。ちょっとその辺が全く納得できない。

これは、発足に対しては、義務というふうになっているのかどうか。発足させなくてはいけないのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員、議案にもなっていますので、余り踏み込んでいただくとですね、配慮をお願いしたいのですけれども。

その点に関してはご回答いただけますか。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 一応こういう制度があるということでご説明をしまして、職員の希望によって入っていただいているということでございます。

〔「義務なのかどうか。やらなければならないのか。役場はやらなくちゃならない、そういう義務になっているのかどうか。それともそれは自由に選択できるのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 吉村議員に申し上げます。

ご質問であれば挙手をいただいて……

〔「回答がないから、再度言っているんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 一旦回答をいただきましたので……

〔「回答がないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） よろしいですか、では。

〔「回答してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど私が質問したのは、これは発足をさせなければならない義務があるのですかと聞いたので、それに対しての回答がないので、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 大野です。

先ほども説明させていただきましたけれども、総務大臣の書簡でお願いが来ているというような状況でございまして、義務ではございません。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、三芳町役場機能別消防団、役場の職員だけで結成したものということで、現場のほうには行かない、水のほうは使わないとさっきあったと思うのですけれども、そうすると出動手当というのはどういうときに出るのですか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） イベント等の周知活動、広報活動に行ったときには出るということでございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。では、後方支援の際はどのようなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 当然支給されるものと思っております。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） あと、確認なのですけれども、職員12名のうち、昨年入庁した方が5名で、ことし入庁された方が7名ということで、ここ数年新しく入ってきた方ばかりかと思うのですけれども、これは当初からそういった計画だったのか、それとも庁舎の職員全体というか、余り高齢だと消防団とまた違うのでしょうかけれども、例えば30代とか40代の職員にも希望をとった形なのか、どのようなでしょう。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 大野です。

そのような希望はとってございません。新人に対しての希望をとったというような状況でございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、これが最後なのですけれども、その希望はアンケートをしたのか、それとも個別に、どこどこに来てもらって、こういうのをやらないかと言ったのか、それだけお願いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 説明会をさせていただきまして、ここ2年の職員に対して説明をさせていただいたというような状況でございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ということは、参加、これに加わる加わらないの結論を出したのは、その場で参加する方は手を挙げてくれとかいう形なのか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 一定の時間的猶予があった後に、ご本人が同意したのかは、うちのほうで確認したというふうな状況でございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

先ほど12名ということで、男性が4名、女性が8名ということで、新採用の職員さんということで、恐らく若い方なのだろうなという想像はあるのですけれども、大体年齢構成としてはどのようなぐらいの年代の方が入られているのか伺いたと思います。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 大野です。

基本的には、年齢まではちょっと計算していないのですけれども、基本的に若い職員で、ある程度年齢がいつている職員もおったわけですが、その方は入っていないというような状況でございます。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

今後の予定でちょっとお伺いしたいのですけれども、機能別消防団が立ち上げられた際になのですけれども、議会のほうでも一般質問等ありましたけれども、例えば応急手当普及員みたいなところの資格というところも目指していくのか、そういったところについてはいかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） その点については、三芳町消防団のほうと話を進めていただくことになりうかと思えます。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、ないようなので、閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（午後 3時05分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時08分）

---

◎「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産への認定申請について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、（4）番になります。「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産への認定申請についてでございます。

こちらのほうは、観光産業課長からの説明でよろしいですか。

それでは、お願いします。

○観光産業課長（鈴木義勝君） では、着座でよろしいですか。説明させていただきます。

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産申請について、1)番として、武蔵野の落ち葉堆肥農法を世界農業遺産に再申請いたしますと。これは、ことしの4月26日に、協議会があるのですが、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会、こちらの総会を開きまして、再申請の意見を諮りました。その際に、満場一致にて承諾を得られたので、ここで再申請を行おうとするものです。

この協議会のほうは、川越、所沢、ふじみ野市の各首長をメインとした正会員で構成されているメンバーとなっております。

2)番で、これまでの経過なのですが、簡単な経過を書いておりますのですが、28年度に世界農業遺産承認及び日本農業遺産の認定申請を行いまして、その年度末、翌年29年になりますが、3月14日に日本農業遺産に認定いただきました。

そのときの評価といたしまして、3)番なのですが、住居・耕地・平地林の一体開発、地割りのことですが、独創性及び伝統的農法が継承されていることが評価されております。また、ボランティア等多様な主体の参加が同じく評価対象になっておりました。一方、保全と修景の問題、食味の科学的根拠等の指摘がございました。

これらを受けまして、先ほど申し上げました、落ち葉堆肥農法の協議会のほうで、保全活動等を行っていきながら、4) 番のほうで、背景としてちょっと説明させていただきたいと思います。

①番としまして、その協議会のほうを通じまして、昨年12月26日に、認定式、これは実践農家、農業者の認定と、あと日本農業遺産に認定されましたという式典をウェスタ川越にて行いました。こちらは、120名ほどの参加がありまして、盛況に終わったところでございます。

それと、②番としまして、ことしの3月17日に、こちらの堆肥農法を題材といたしました「武蔵野」という映画ができて、ちょうどタイミングがよく、これを3月17日にコピスみよしにて上映させていただきました。こちらは、先ほどの協議会の後援という形でやっております。上映は3回、朝、昼、晩と3回やりまして、約300人のお客さんが見えております。その後4月に、川越のスカラ座のほうで上映されたのですが、ドキュメンタリー映画としては記録的な1,500人以上の来場者になりましたということでご報告がありました。

③番といたしまして、企業等による自主的な修景活動、NPO法人等による平地林の各種活動があります。これは、日大の芸術学部のほうに、高い木を周りに植えていただいたり、アスクルのほうが建てかえるということで、修景に配慮していただくような、立ち木を植えていただくとかという了承を得ています。そんなところで、あとNPO法人のほうが、川越農業高校、今の川越総合高校のほうと一緒に、毎年落ち葉はきのイベントを行ったりということがございます。

あとは、④番としまして、日本土壌協会の会長の松本聡、この方は東京大学の名誉教授でもあられるのですが、それと田村憲司筑波大学教授、この辺のアカデミックな部分で、堆肥農法による土壌の団粒構造の希少性とか、高い浸透性による肥料の持続、肥料が長もちするとか、効果が、発表はまだなのですが、研究・評価されております。近々発表されるということです。この方たちは、先ほどの「武蔵野」の映画のほうにも出演されて、評価いただいております。

あと、昔から、三富300年のときにお世話になりました、犬井正教授なのですが、獨協大の学長になられておまして、ほたる文庫を書いてもらった、「人と緑の文化誌」ですか、先生なのですが、ぜひ世界農業遺産に再申請してくださいという強いお言葉をいただいております。

また、その食味の部分では、おいしさの科学研究所というところで、サツマイモのこの農法によるものと、そうでないものと、食味の分析を行いまして、食感も甘みもこの農法のほうが強いという結果を得ました。

これらの機運の高まりというかムーブメントというのを察しまして、あと学術的なところの推薦もいただけることになりましたので、今月なのですけれども、世界農業遺産の再申請を行いたいと思ひまして、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） それでは、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産への認定申請について説明をいただきました。

何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ありがとうございます。

三芳町が日本農業遺産に認定をされて、その後世界農業遺産、以前にも申請しておりましたけれども、エ

ントリーから漏れたということで、再度の申請でありますけれども、今後のスケジュール的な部分を教えていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） まだ正式決定ではございませんが、まず申請受付が6月20日締め切りとなっております。これに向けて今申請書をつくっている段階なのですが、その後、1次審査が8月ごろ、それが通りますと、現地調査が9月から11月。ちょっと幅があるのですが、全国を回ると思いますので、行われます。それに通りますと2次審査です。これはプレゼンということになるのだと思うのですが、年が明けて平成31年の1月ごろを予定されているようです。最終的に承認、認定をいただくのが、31年の2月ということでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ということで、よろしいですか。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

もし世界農業遺産に認定されたときのメリットというのはどんなふうに考えているのか。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

今も日本農業遺産に認定されまして、協議会のほうでさまざまな活動を行っております。ロゴマークをつくったりですとか、旗、日本農業遺産に認定されましたという旗をつくったりですとか、あとはパンフレット、ホームページを立ち上げたり、または農法の映像紹介、また看板等も設置させていただいております。こういった活動を通しまして、最終的には落ち葉堆肥農法でつくった野菜が有名になってもらって、付加価値をつけていただいて、売れるようになっていただくというのが一番のメリットだと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 落ち葉農法も素晴らしいことで、三富新田も世界に誇れる素晴らしいことだということはもう十分わかっておりますけれども、日本農業遺産と、もし両方、今日本農業遺産のほうは認定されておりますので、両方認定されるという、そういうことはどのような、そういう点、二本立てになりますけれども、その辺についてはどういうふうに思っているか。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） もともと世界農業遺産しなくて、過去2回エントリーしたという経緯があります。3回目に日本農業遺産が新設されたということで、28年度の申請については、ダブルエントリーということで、どちらか一方ではだめですよという話でダブルエントリーしました。もちろん当初から世界農業遺産を目指しているということをご承知だと思いますので、日本農業遺産に認定されて、世界のほうはまだだということだったので、その後1年間、日本農業遺産推進保全ということをしっかりやってきたのを踏まえて、本来の目的である世界農業遺産のほうに申請させていただくという機運でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 世界農業遺産に認定されても、日本農業遺産もそれぞれ認定をしていくという、片方やったからといって、片方の認定の取り消しということはないというようなことなのかなと思うのですが、今、日本農業遺産で、先ほどおっしゃったように、さまざまな事業もしていますけれども、世界農業遺産になった場合には、こういった事業が二重の事業的になるのか、そこに職員以外の住民の方々も参加してやっていくので、参加回数がふえていくのか、その辺はどういうふうに捉えているのか。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

日本と世界の違いというのは、多分そんなには地元に関してはないのかなとは思いますが。役所から見ると、日本と世界とでかなりあるのですけれども、やっていくことは、やっぱりその農法の認定を受けたわけなので、その農法を守っていく、振興していく、保全していくという活動に変わりはないと思っております。それが日本国内で認められたか世界で認められたかという違いなのかと思います。ただ、視察等はふえていくのかなとは思いますが、その対応に関しては、少し労力が必要になっていくのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、日本農業遺産のときも住民の方々が一番心配しているのは、相続が発生したときに、その土地が自由にならないのではないかとという心配があります。そこが大きな心配だったので、世界農業遺産についても、そういったことは全く心配がないという、そういったことでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 現在日本農業遺産に認定されておりますので、それを見ていただければわかると思うのですが、都市計画上何ら規制はございません。これが世界になったからといって、もっと広くなりますので、もっと紛れてしまうというか、もともと日本で認定されていますから、日本の縛り、世界の都市計画上の縛りというのではないと思うのです。だから、その辺は何も変わらないと認識しております。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

井田副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

これまで2回世界農業遺産にはチャレンジをして、だめだったのですけれども、そのだめだった理由とかもあるはずなので、その辺がクリアできての今回の申請なのかということと、あとはやはり世界農業遺産の流れを見ると、アジア圏での認定が最近難しいと言われていて、要はアジア、日本とか中国とか韓国に集中をし過ぎてしまって、要はアジア圏で取るのはなかなか難しいと今言われているのですけれども、その辺の判断というか、取れるという判断、もちろんどうなるかわかりませんが、そういう判断はどのようにされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） この1枚ペーパーに、わかりづらくて申しわけないのですが、最初のご質問で、指摘があったのではというところで、そこはクリアできているのかというお話で、3)番の評

価のところの黒ぼちの3番目です。保全と修景、ロケーションというか、開発が進んでいるのではないですかという問題。ここはもうどうにもなりませんので、そこを先ほどのアスクルのほうに、修景、立ち木を植えていただくとか、そういったお願いをしているですとか、日大芸術学部のほうが立ち木のほうを植えてもらっているとか、そういった努力をお願いしております。

その辺と、あとは食味の科学的根拠、何が違いますかという、おいしいですよ、何が違いますかという、指摘というか、談話の中であったのですけれども。それに関して、④番以降、主には⑥番、食味に関しては⑥番で、農法のサツマイモと落ち葉堆肥を使っていないサツマイモを比べて結果を出しております。

あとは、④番、⑤番で、アカデミックなところはどうかというお話がありました。学術的な何か根拠があるのですかというところが、そこが土壌協会に土壌の分析を依頼したり、田村教授のほうに、団粒構造のお話。田村教授いわく、日本で唯一だという希少な団粒構造をしていて、それがおいしさにつながっているよという調査研究をされていて、これはまだちょっと研究段階で、全部は出せないと言われているのですが、そこがちょっとまだ残念なところなのですが、ある程度もう研究が評価されているということで、あとは映画の盛況ぶりがありまして、結構……ロードショーとかではないですから、全国的ではないのですけれども、この地域において少しムーブメントが起こっているというところを見て、勝算があると思ひまして、再申請に挑んでおります。

2つ目は何でしたか。

〔「世界の地域で」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） アジアが多いというお話で、ご指摘のとおり、日本、世界農業遺産、これが20カ国50地域、日本では11地域、アジアでは7カ国35地域と群を抜いて多いです。これはご指摘のとおりなのですが、農水省で世界農業遺産の記念講演会がありまして、これは6月1日なのですが、事務局と町長も行かれたのですけれども、行ってきました。

その中で、委員長の武内教授のほうからお話があったのです。その中でも、アジアは多いけれども、アジアをもう選ばないよというわけではありませんと。それは並行して、パラレルのような形で審査をしますというお話がありました。後進国に対しての食糧関係の部分で、貢献ができるかどうか、農業遺産の認定基準にもあるのですが、食糧及び生活保障というところがすごく重要になりますよというお話がありましたので、決してマイナス要因ではないと考えて申請に至っております。

○議長（抜井尚男君） 井田副議長。

○副議長（井田和宏君） もう一点だけ済みません。

この協議会では満場一致で承認をされたということなのですが、実践の認定された農業者とかにはどのように知らせていくのかというか、まだまだ世界農業遺産にエントリーをするということも知らない方ももちろんいると思うし、その辺がちょっと微妙なところがあるので、今後どのように知らせていくのかをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 日本農業遺産に認定されたところで、先ほどもちょっと申し上げましたが、のぼり旗とかロゴマークとかシールとか、これを実践農業者に認定させていただいた方にお配りしてござ

す。そのときというか、随時なのですけれども、お配りするときに、協議会としては随時、もともとの目的は世界農業遺産ですから、準備をしているのですということで、これは保全活動の一環ですということで回っております。

あと、この保全活動の一番の肝というのが、やっぱり実践農業者をふやしていくこと、絶やさないことだと思っておりますので、今回も10名ですね、10名ほど平成30年度に実践農業者に認定する予定です。それは、堆肥の放射能検査等は最低やってもらうということで回っております。そのときにもやっぱり、何のためにやっているのかというのは、やっぱり世界農業遺産に申請すると。申請してこの農法を世界に残したいという思いでやっているということは伝えておりますので、何か説明会を開いてというのではなく、実践農業者個々に周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、(4) 番については閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午後 3時29分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

(午後 3時30分)

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、(5) 番、意見書の調整についてでございます。

今期定例会には5件の意見書が提出をされました。順番を確認しますので、提出された方、ご自身の認識と違うという方は申し出ください。

まず、一番最初に提出いただいたのが内藤議員、続きまして岩城議員、続きまして細田議員、続きまして小松議員、最後が本名議員、この順番かと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 特にないようですので、進めさせていただきます。

それでは、まず一番最初に、内藤議員の旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書についてお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） それでは、説明をさせていただきます。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書ということで、この意見書をぜひ提出をさせていただきたいと思っております。

旧優生保護法に基づき、障害者らが不妊手術を強制されるなどした問題では、国に損害賠償を求める訴訟が今相次いで起こされております。これは、宮城県名の60代女性が、ことし1月、国家賠償請求訴訟を起こしたのがきっかけであります。ただ、この件については、1998年には既に国連の人権規約委員会が強制不妊

手術の対象者に、法律をつくって補償を受ける権利を規定するよう勧告をしております。日本にしています。それでも日本として動かなくて、2016年にも国連の委員会から、被害規模の調査や補償などの法的救済を勧告。これは2年前です。勧告があったにもかかわらず、まだ国のほうで動いていないという状況がありますので、ぜひともこれを、被害者を救済していきたいという思いで書かせていただいております。

皆様方から調整のところがあれば、調整もさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員より、ご自身提出の意見書についてご説明がございました。

皆さんから、調整をしていただきたいということとか何かございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

記の3番ですが、的確な救済措置ということになっていますが、ちょっとここが曖昧なのですが、救済措置というのは何を示しているのか、国家賠償なのか、ほかに何かあるのか、ちょっとここが曖昧なのですが。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

先ほど申しましたように、国連の委員会からの勧告というのは、やはり被害規模の調査というのが1次的なこと、そしてそれに対して、もう皆さん高齢化も進んでいるので、補償をしっかりとやっていただきたいというところで、的確な救済措置というのは、もちろん補償ということにかかわってくるということだと思います。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 私もそう思っているのですが、であるのだったら、的確な救済措置よりも、国家賠償を直ちに講じることというほうが的確でいいのかなと。これは私の意見ですけれども。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ここを国家賠償としたところで、そうしたらほかの議員さんたちがどのような意見なのかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 今山口議員からの指摘で、的確な救済措置のところを国家賠償のほうに変えてくると、それに対して今度は、ほかの議員の皆さんからどんな意見があるかということを探りたいということでございますので、何かございますか、皆さんから。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

賛成か反対かは、まだここではあれですけれども、今山口議員が言われたように、明確に私はしたほうがいいと思いますので、山口議員の言われたほうがいいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ほかにはないようでございます。よろしいですか。

ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） それでしたら、今2名の方から、ここを国家賠償と明確に書かれたほうが良いと

いうお話をいただきましたので、また帰りまして、党の中でも協議をして、その方向性を確認し、そのようにさせていただく可能性も高いかなと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、1番目の内藤議員の調整を終了いたします。

続きまして、2番目、こちらは岩城議員のヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）でございます。それでは、ご説明をお願いいたします。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

このヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）ということで提出させていただきました。皆様もご存じだと思いますけれども、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方、また周囲に援助や配慮が必要があることを知らせるこのヘルプマーク、またヘルプカードでございますけれども、昨年国のほうでは、このヘルプマークが日本工業規格として、国としての統一的な規格となったということで、その流れから全国的には今広がってはおりますけれども、まだまだ周知ができていないという部分、また国民全体にその周知や思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要であることから、今回意見書として提出をさせていただきました。

公共交通機関へのヘルプカードの導入もまだ、課題として今浮き彫りにもなっておりますので、さらなる普及推進を求めるということで3点挙げさせていただきましたので、皆様、また何かございましたら調整のほうをよろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、岩城議員のヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について、調整をお願いしますということでございます。何かございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっとお聞きしたいのは、趣旨はわかるころはあるのですが、ヘルプマークとかヘルプカードというのは、障害を持っている方々が、私はそういった障害があるので、このマークをつけているので、周りの方々にそういった支援をしてもらうこともあるので、そういったことの、本人がそういうものをつけるものかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 当然本人もまだまだ、そういう内部障害の方でも、そういうものをご存じでない方も現実にはいらっしゃいます。当町でも、何年前に私も一般質問させていただいて、町独自のヘルプカード、ヘルプカードというのを三芳町も独自にはつくられましたけれども、これが統一的に日本全国一斉に昨年になりましたので、やはりそういう部分ではさらなる周知。本人も当然そうですし、それをつけた場合に、やはり周りの方も、これは何かというのも全然知らないで、例えば駅で電車に乗った、交通機関に乗ったときに、席を譲る部分なんかも、やはり知っていれば席を譲って差し上げる部分もありますけれども、そこら辺の部分でさらなる配慮とか、やっぱりここにありませうとおりに、心のバリアフリーという部分でも、国民全体に周知、また知らしめていく、この普及推進をしていくということが大事になると思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、そういった障害を持っている方々が、やっぱりどこまでこういうことを望んでいるのかなということでは、そういったデータというものはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） データ的な部分はちょっとわかりませんが、ただ国のほうにも当然、障害をお持ちの方の代表の方とか、厚生労働省とのそういう方のお話し合いというのは持って、そういう要請というものはあるということも聞いておりますので、そういう部分では、さらにこれを進めていただければなと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

よくわからないので、教えていただきたいのですけれども、当初東京都が配布を始めたということで、各自治体がいろいろやっていたら、非常に混乱してしまう部分だと思うので、その後統一的な規格となったと。それはいいことなのですけれども、記の3番なのですが、統一規格になったのであれば、この鉄道事業者などの自治体を越境している公共交通機関、導入の連携が難しいというのは、どのような趣旨なのかちょっと説明をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 実際にはこのヘルプマークは、まだ全国の市町村それぞれの部分では、できているところ、それを活用しているところ、推進をしているところ、ばらばらだと思います。三芳町は実際にこのヘルプカードもできましたけれども、でも実際にそれをお持ちしても、ヘルプマークであるときちっと身につけられると。町の場合はカードですので、それを当然携帯とかはしていると思いますが、実際に身につけて、それを例えばここにある公共交通機関となりますと、ここで自治体を越境すると。例えば富士見市、三芳町、同じ東上線に乗っていても、そこでそれを知っていらっしゃる方、知らない方、自治体によって差があるという部分も、それが現実の今課題にもなっていますので、そこをきちっと、お互いに連携しやすいような部分で、スムーズにそれが導入できるようにということで、国としてきちっとそれを推進していただきたいということでもあります。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、2番目の岩城議員の意見書については、閉じさせていただきます。

続きまして、3番目、こちらは細田議員の本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書（案）でございます。

それでは、細田議員、説明をお願いいたします。

○議員（細田三恵君） 細田です。

この本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書なのですけれども、日本国憲法が施行されて、こととして

71年になりますけれども、済みません、この1行目の「昨年5月で71年を迎えた」とありますけれども、済みません、ここは訂正で「今年」、「昨年」を「今年」に訂正していただくことを兼ねてお願いしたいと思います。

この間、71年間の間、我が国を取り巻く国内外の情勢が、当時と比べて大きく変化しているのを踏まえまして、いろいろな議論が、主張があると思いますけれども、この意見書が中心とさせていただいているのが、国会に憲法改正の論議を求めたいという意見書内容になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、細田議員より本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書の説明がございました。調整をしたいということでもありますので、何か皆さんからご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

本格的な憲法改正論議は、やはり国会でやっていただかないことには、今、賛成、反対の意見ばかりが出てきていて、国会で発議された憲法改正が国民投票でその是非が決められるということを考えれば、私はやはり国会の憲法審査会での丁寧な議論、検討というのはすごく大事だと思っています。これは我が党としても、公明党としてもそのように思っています。

ただ、この案文を読みますと、例えばどこを改正するのかというのは、この案文だと全く自衛隊のことしか書いてないのです。それで、4段目の「そのような中、昨年5月」というところ、安倍自民党総裁が発言したというところ、発信した、これは本当にあったこと。そして、憲法改正にかかわる国民的な関心が高まっているというのもそのとおりだと思います。そして、その次の段のところ、「とりわけ、国内外への災害対応や海外へのPKO活動などに尽力する自衛隊には国民の多くが高く評価している」というのも、これも事実だと思います。

しかしながら、その後なのです。「自衛隊の存在を憲法に明記することは、極めて妥当性の高いものと言える」というところが、実は私ども公明党とはちょっとここが認識が違います。私ども自衛隊については、さきの平和安全法制を決めたときに、今の憲法の枠内で自衛の措置がどこまでとれるかというところで、自民党、公明党としっかりとこれは協議をして決めたところがございますので、このように自衛隊を明記しなければならないというふうには全く考えていないところです。ただし、本格的な憲法改正論議は、やはりこれは、この地方自治体から意見書として求めていくのは、私はそれは必要なというふうにも思っておりますので、できればこの「とりわけ」から「妥当性の高いものと言える」というところをもう少し書きかえていただければ、私どもも賛成はできるかなというふうにも思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 今の内藤議員がおっしゃっているところを「自衛隊の存在を憲法に明記する」というのは、多くの国民の希望というか意見として出ているのはあるのですけれども、そちらをやっぱり議論をしていかないと進まないことでもありますので、このあたりを少し考えていきたいと思っています。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） これは、案ということでお聞きいただきたいと思うのですけれども、「とりわけ」のところから「自衛隊の存在を憲法に明記することは」のその後に「国民の理解を得ながら国会で議論して

いくことが大切である」と考える」というような、そういう形にしたらどうかなというふうにも思いますが、そこら辺はまた提出者で考えていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

日本国憲法は、世界に誇れる恒久平和のすばらしい憲法だと思っております。それを改正することは全く逆であって、本来この憲法を生かしていく政治、それが大事だと思いますけれども、ちょっと……

〔「それは本会議場でやってよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） これから聞いていただきたいのは、6行目から、「北朝鮮による弾道ミサイル発射や6回目の核実験」とありますけれども、これは今こういう状態では全くないわけです。今やるのは、もう核のほうを廃棄しながら、平和へのほうに行っていますので、ここのところは削除をするか近隣のところに書き直してもらいたいと思います。

〔「削除をしたら賛成するわけ」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） いや、賛成はしないです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ご静粛をお願いをいたします。

吉村議員に申し上げます。

意見書の調整は、皆さん、この意見書を持って、意見書を提出したいと。そういう中で調整をして、なるべく通るよとということが多分されているのかというふうに思いますので、その辺も配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、3番目の細田議員の意見書は閉じさせていただきます。

続きまして、4番目、小松議員の所有者不明の土地利用を求める意見書について、説明をお願いいたします。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、所有者不明の土地利用を求める意見書（案）ということでお示しをさせていただいております。

全国的に見て、例えば公共事業であるとか、あと災害の復旧等でも、こういった問題等で、なかなかそういった工事等が進まないケースが幾つか出てきております。

また、ここにも書かせていただきましたけれども、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する720万ヘクタールの所有者不明の土地が発生するといった予想も出ております。

そういった中で、先日ですか、参議院のほうで、この所有者不明の土地利用に関する特措法も通過をしているところではございますけれども、来年の6月までに施行ということで、それに合わせてこういったことを、記の下の部分を訴えてまいりたいというふうに思いまして、提出をさせていただいております。よろし

くお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、小松議員の意見書調整をということでございますので、何か皆さんからご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ただいま小松議員から説明があったとおり、参議院でも通過をしたということと、それ以外の部分でここに書いてあることでも、この前関係閣僚会議ですか、そちらのほうで、2020年度までには決めるということで行程表までできています。なので、対策というか、できていると思うのです。なぜこのタイミングでやるのかがよくわからないのです。今回それが入っていないものであれば、入っていないものを、これも対応してほしいというのであればわかるのですけれども、なぜ全部出ているものを改めて意見書として出すのかわからないのですけれども、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。確かに国土交通省のほうでもいろいろ課題等出ていまして、対策もしっかり打っていきたいということで出ているものがほとんどなのですけれども、ただやっぱりしっかりとまだ決まっていないことではありますので、しっかりと議論するという方向性にはなっていますけれども、改めて議会として……終わっていることではありませんので、しっかりとやっぱり議論していただきたいという思いから提出をさせていただいております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この前、この件に関する勉強会も出させていただいて、国交省の取り組みとか、あと国交省の職員から教えていただいたのですけれども、法務省の取り組み等いろいろ勉強させていただきました。だから、ないことを求めるのであれば、いい意見書だと思うのですけれども、もう枠組みが整備されているのです。なので、これ以上求めることがないのではないかなと思うのですけれども、これに関しては。ただ、2020年度なので、それをスピードをもっと速めてほしいとか、そういう具体的な意見だったらまだしも、これであればもう決まっていますので、いいのではないのですか。なぜ今さら出すのですかというのが一番の疑問です。

今回それで漏れたこととかがあるので、そちらのほうを手当てをする、対策をとるといったことのほうが、僕としては意味がある意見書になるのではないかなと思うのですけれども。ないことについて、今回できなかったことについて意見書として出すのであれば、賛成はしたいと思うのですけれども、そこら辺がちょっと惜しいなとか残念だなとか、そう思うのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。いただいたご意見をもとに会派内で調整をさせていただきまして、文言等を、記の下の部分も含めまして、ちょっと調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、4番目、小松議員の意見書に関しては閉じさせていただきます。

続きまして、5番目、本名議員の性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書案についてでございます。  
本名議員からご説明をお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書案ということで説明させていただきます。

今日、「Me too」という運動が全世界的に広がっております。それは、今まで被害の甚大な性質の性暴力というものでありながら、被害者は声を上げることができない、上げづらいという、そのような現状があったからにはほかならないと思います。日本でも昨年刑法が改正されまして、例えば強姦罪が、性暴力が親告罪ではなく、非親告罪に改正されたなどの大きな刑法の改正がありました。この意見書においては、その刑法の部分には触れてはいないのですけれども、その議論の中で被害者の救済という声が大きく広がりまして、現在被害者の支援のためにワンストップセンター、ワンストップの窓口が各県に設置されつつあります。ただ、現状全ての都道府県に設置されているわけではなく、設置されている都道府県でも、たしか北海道は2カ所だったと思いますけれども、1カ所にとどまっていると。

それで、非常にタイムリーだったのですけれども、きょう皆さんの議員のポストの中に、このようなアイリスホットラインというのが入っていたと思いますけれども、これは埼玉県のワンストップ相談センターです。これには月、金というふうに書いてあるのですけれども、たしか今年度からは予算が、国の交付金がついたことによって、土曜日の午前中にまで営業時間、相談時間ですか、広がったということもありますけれども、ただし性暴力被害というのは、白昼堂々と言われるわけではなく、深夜に犯罪が行われるようなことも多いわけで、365日24時間の相談窓口の設置というものがいいかと思えます。しかし、現状では東京都など、ごく一部の相談センターに限られているところです。

そういうわけで、そういったワンストップ支援センターの増設であるとか、それが専門的人材育成、相談の病院の拠点化でありますとか、今後安定的な運営が望まれる、さらなる支援が必要であるということにおいて、必要な予算措置、そして根拠法をまだつくられていないというところがあります。ちなみに、一昨年、野党の共同提案で、性暴力被害者への支援法が提案されたところでもありますけれども、今継続審議というふうになっています。この支援法の法定化を求めるということで、今回の意見書案を提案させていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員から説明がございました。

こちらの意見書に関しまして、皆さんから何か質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 趣旨は大変よくわかります。ただ、本名議員も先ほどおっしゃっておいりましたけれども、去年刑法が改正されたというお話をされておりました。本当に110年ぶりに改正をされて、この性暴力に対する支援というのがやっと今始まったところというところなのですが、そこら辺で、今年度支援センターにかかわる補助金なんかもすごくふやされておりますし、ちょっと検証を重ねたほうがいいのかという気もしています。中身について、これがだめ、あれがだめということではないです。こういうことは大

事かなというふうに思っておりますけれども、ただちょっと先ほどのうちの小松議員が出したものと同じで、昨年刑法を改正したばかりで、ちょっと検証が必要ではないかなというのが私どもの意見でございます。

調整しろということではないので、ちょっと意見を言わせていただきました。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほども申し上げましたように、この意見書においては、法改正の部分までは触れてはいないのですけれども、その法改正に伴って、3年後の見直しということも附帯条件ですか、つけられました。110年ぶりということで、裏返せば、110年前の社会規範が、いまだに生きて続いていたというふうにも言えるのではないかと思います。実際ヨーロッパ諸国に比べると非常におくれています、今回の改正においても、例えば暴行脅迫要件が撤廃されなかったと。そこら辺の問題点も指摘されております。ちなみにドイツ、ヨーロッパではおこなっているほうだと言われていたのですけれども、2016年にこの暴行脅迫要件の撤廃が行われております。その法律の部分においても、さらなる改正、改善があつていいと、そのように思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

記の1番なのですが、性暴力被害者を支援する法制定というのはすごく大事なところであつて、要するに被害者は、確かに親告罪はなくなりましたが、要するに2次被害に遭う可能性もあるというところで、私はすごく大事なところなのですが、1点だけ、「法制定を早急に」というのをぜひ入れていただきたい。それだけです。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） 「早期に」と頭に書いてある。

〔「早期」と呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） ご意見はよくわかるので、ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ本名議員の意見書を閉じさせていただきます。

それでは、5番の意見書の調整については以上でございます。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次に行きます。

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、協議事項は閉じさせていただきます、続きまして4番の報告事項に移ります。

報告事項（1）番の議会広報広聴常任委員会、安澤委員長、お願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 安澤です。議会広報広聴常任委員会からは、2点ほど報告、お願いでございます。

本日、お手元に議会だよりに関する意見交換会のチラシを皆様にお配りさせていただきました。これに関しては、前回の全員協議会で報告したとおりでございます。6月26日の火曜日に議会だよりに関する意見交換会を行います。

現在のところ、議会だより168号での周知、それから議会ウェブサイトでの周知、フェイスブックでの周知活動を行っている状況でございますが、きょう現在まだ応募者のほうはゼロということでございます。

皆様におかれましても、この議会だよりの意見交換会に興味のある方がいらっしゃれば、このチラシをもとに参加を促していただければというお願いでございます。

なお、藤久保公民館学習室で行うということもあります。会場の都合により、人数に限りがあるかと思えます。来たい方がなるべく来ていただきたいことを、来ていただくようにしたいと思っておりますので、参加ご希望の方がいらっしゃれば、ぜひなるべく早目に議会事務局のほうに参加のご希望を連絡していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、このチラシに関しては、藤久保公民館にも掲示させていただくことが決まっておりますので、参加ご希望の方がいらっしゃいましたら、このチラシをもとに参加を促していただきたいので、お願いいたします。

それから、2点目として、議会だよりをつくるに当たって、委員会のほうで、少し議会だよりでイラストが多いという指摘がございました。それに伴って皆さんにお願いしたいのが、一般質問の写真等を掲載する欄があるかと思えます。そこにイラストを極力控えていただいて、写真やグラフだったり、資料だったりというものと、できればリード文なんかがあるとまたよろしいかと思えますので、ぜひそのご協力のほどをこの場をもってお願いしたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会広報広聴常任委員会からの報告でございましたが、何かご質問。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません。今委員長のご説明の中に、イラストが多いということでよく話はわかりました。でもそこに写真やグラフ、資料というのをおっしゃいました。それもわかりませんが、リード文とおっしゃいましたけれども、その写真のところの枠にリード文を入れていいのかどうか確認をさせてください。

○議長（抜井尚男君） 安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） その写真のそのものは何かと、そういうような、下にキャプチャーというのですか、説明、キャプションというような、その意図で説明させていただきました。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） リード文とおっしゃったので、すっかりそこにリード文を入れられるのかと思っ

てしまって、そういう議会だよりはなかったぞと思いながら質問させていただきました。大丈夫です。よくわかりましたので。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません、この意見交換会のチラシなのですけれども、本日1部もらっていますが、あとは藤久保公民館に張ってあるのを見てくれ、もしくはこれを見せながら「来てね」と、次の人にまた持っていくという形なのですか。

○議長（抜井尚男君） 安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 失礼しました。チラシに関しては2枚、3枚必要な方は、事務のほうに問い合わせただければご用意しますので、よろしくお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） ただ、基本的に人数の都合がありますので、なるべく早くですね。ただ、来たい方がいらっしゃるということであれば、来たい方は許否はできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。申込み制で先着順ということなのですね。でしたら、もういっぱいになりましたというのを教えていただかないと、自分が例えばあした声をかけて、「行くよ」と言ったら、もうきのうで締め切りだったという、僕が今度恨みをかってしまうので、そこのところをお願いしたいのですが。

○議長（抜井尚男君） 安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 事務局のほうと確認しつつ、定員数がオーバーするようなことがあれば、皆様のほうにメールのほうで通達させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆さんに募集をしていただき、定員になりましたら、皆さんのところにメールで、定員はご協力いただいたので、いっぱいになりましたという通知をするということで、それでよろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） よろしいですね。

では、報告事項の1番は閉じさせていただきます。

続きまして、その他。

済みません、暫時休憩します。

(午後 4時08分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午後 4時08分)

---

◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、その他、皆さんからありましたらお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。朝からのところですが、申しわけありません。ちょっとお時間ください。

以前にもというか、議会の初日でしたか、皆様のところに戻らせていただきまして、一応お話はさせていただきました。埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書に抗議する決議案、それとお手元の資料です。決議案と、それともう1枚、埼玉県議会の採択された意見書、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書ということで配らせていただきました。

若干経緯だけお話しさせていただきますと、お手元にお渡しいたしました今の埼玉県議会の意見書、これが12月22日埼玉県議会の最終日に、自民党県民会議の賛成多数で可決、採択されました。これに対して、翌日、東京新聞、新聞報道がありまして、その日のうちにSNSなどで全国に拡散されまして、埼玉県議会のほうには、埼玉県のみならず全国、特に福島県などから、多くの抗議が寄せられたところがあります。

そして、それに呼応して、市民運動の皆さんが、ごめんなさい、その前に、12月28日に、福島県の郡山市議会の蛇石郁子さんという議員が、この意見書に撤回を求めるということで、59団体209名の賛同で、これを埼玉県議会にファクスを送りました。

その後、年が明けて1月10日には、抗議の賛同者3,130名、団体141の抗議文ですね、代表が県議会へ行き、直接抗議文を手渡しました。

その後も新聞報道が続きまして、第2次の抗議文等届けられまして、事態は沈静化していない状況で、3月5日には久喜市議会が、埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議が、これは12対13、1票差で不採択となっております。

3月20日、吉川市議会、ここでも撤回する決議案が出されまして、これは採択されております。

ということで、三芳町議会でも、ぜひこの埼玉県議会の意見書を撤回してもらいたいということで、皆さんにお話しさせていただいたのですけれども、ただし埼玉県議会に対し撤回しろというのは、1度出した意見書を撤回しろというのは難しいのではないかと、そういうご意見も頂戴いたしました。

確かにそういう声も、市民運動の人たちの中にもあることは確かにありますので、私としては、その趣旨、埼玉県議会に抗議するという趣旨が、そこが目的なので、撤回する、あるいは反対するとか、抗議するとか、その文言にはこだわりがないので、今お手元にあるように、意見書に抗議する決議案ということで、そのように変えさせていただきました。このような、意見書ではないのですけれども、決議案ということで提出させていただきたいと思いますので、説明するお時間を頂戴いたしました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員から、ご自身からの決議案ですね、を提出をしたいという旨を皆さんのほうに報告がございました。

これは、本会議の最終日に、今のところは決議案として提出をしたいという本人のご意思のようでございますけれども、ここで皆さんから何かご質問ですとかご意見とかありましたら承ろうと思いますけれども、

いかがですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 決議案と、これが議会最終日にやれると。私も初めてだったので、というのはわかったのですが、これは例えば意見書ですと、今までの提出先、誰々に決めたら出すというのがあったのですが、これは決議がもし皆さんの賛成等で可決された場合、その後この決議というのはどうなるのでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（鈴木 淳君） 議会としての意思表示であるならば、どういった形でそれを表示するのか。この書面を例えば送るのか、ホームページに載せるのか、議会だよりにするのか、ちょっとそこのところだけお願いします。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

意見書という形で出したいのですが、ただし意見書は埼玉県議会に対しては出せないで、決議という形にさせてもらいましたけれども、決議というのは、議会としての意思表示なので、意見書のような重みというか、そこまではないと思うのですが、三芳町議会としてはそれに講義しますという、そういうような意思表示です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 我が町では、三芳町議会では、意見書等も賛成多数で送るというようなことをしているのですが、実際はなぜ調整を始めたかという、やはり賛成反対、8対7とかというので送るべきではないのではないかなと思うときもあります。しかしながら、意見書については、そのような形で送付はさせていただいておるのですが、決議となると、先ほど久喜が8対7とおっしゃいましたでしょうか。そういう形で三芳町議会の意思を、8対7で万が一これが通ったにしても、これは三芳町議会の議決というか、意思ですとはっきり言えるのかどうかというのがすごく不安なのです。意見書は、賛成反対で送っても、あちらで考えることなので、ただこれは本当に決議をしますので、私は一人でも反対者がいたら、そういう決議は余りしないほうがいいのではないかなというふうにも思っているのですが、特に相手のあることというか、県議会がやはり県民の代表である議会で、議員の皆さんが考えて賛成反対で意見書を送られたということを考えると、そこはそれで尊重もしなければいけないのかなという気もしています。

中身は、本当に頭の来るなというのはあるのです。福島の方たちは怒るな、これはというふうにも本当に思うのですが、果たして三芳町議会全体での議決になるのかどうかというのが、とても心配なところでは。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは、決議だけではなく、埼玉県議会の採択した意見書にも言えることだと思います。世論調査などにおいても、原発再稼働に反対はまだ過半数であると思います。ましてや原発が立地しない埼玉県で、いわ

ば福島県など、過疎地に原発を押しつけているような立場の県で、そのような意見書が採択されるのは許せないという声が、それがこの発端でありますけれども、しかし賛成多数で意見書が可決されてしまったわけで、これは埼玉県民の意思かという、必ずしもそうではない。数の、議席の上での結果だと、そのように思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

埼玉県で出した意見書、これに関しては私も全く反対というか。世界で最も厳しい水準の原発が絶対事故は起こさないと誰が決めたのだと思うのですが、ただ他の自治体が議決したものに対して、我々が抗議をするということはいかがなものかなと。例えば三芳町議会でいろんな意見書もあるし、もちろん議案もありますよね。議決したものに、例えば富士見市が、三芳町が決めた、議決したものに対して抗議するという、そういう内容はいかがなものかなと。ちょっと私はそこが、自治権の侵害とまでは言いませんけれども、ちょっと他の議会の自由意思を縛るものであって、ちょっとそこに関しては反対なので、全然別の言い方をするのであればわかるのですけれども。というところだけちょっと私は疑問です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

では、山口議員としては、どのような形であればいいのか、逆に済みません、お伺いします。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 私だけに聞かれてもちょっと困ってしまうのですけれども、私自身は昔から、全ての原子力発電は即時停止という考えですから、という決議をするのだったらわかるのです。その文面の中に、いついつこういうところで議決があったけれども、我々三芳町議会としてはこう思うというような言い回しであるならわかるのですけれども、真っ向から相手の議会に対しての議決を否定する、抗議する、そこだけがちょっとひっかかっているということだけです。ただ、いい文面をつくれと言われても、今すぐには浮かびません。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

おっしゃることはわからないでもない。自治体、あくまで埼玉県も三芳町も対等であると、地方自治体上はそのように考えますので、そこら辺、文面を直せるようでしたら、そのあたりもちょっと検討してみたいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 今恐らく変更がなければ、この決議案を出されるということだと思うのですが、今の協議の間、内藤議員からあったように、もし仮に賛成反対が割れたときに、どういうふうに扱うかというような提案というか話もございましたけれども、その辺に関しては皆さんどういうふうにお考えになりますか。あくまでも数が、賛成が多ければ、三芳町の議会の決議として通すということにするのか、その辺は皆さんから何か意見があれば。基本的には……。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 済みません。ちょっとその前に、事務局に確認したいのですけれども、最近三芳町議会で上げられた決議で、例えば橋下徹維新の会の慰安婦発言の撤回、謝罪を求める決議であるとか、北朝鮮のミサイルに抗議するですか、のような決議が上がったと思うのですけれども、それはどのような形だったのか、作成、反対の数ですね。

○議長（抜井尚男君） 今持ち合わせている。大丈夫。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） とりあえず事務局でお願いします。

○事務局長（齊藤隆男君） 後ほど確認いたします。

○議長（抜井尚男君） 今はちょっとその様子を持ち合わせていないようなので、後ほど回答するということです。よろしいですか。

それでは、いかがいたしますか。通常どおり決議として発議していただいて、それを最終日に皆さんで議論するというので、よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

では、そのように進めるということにしたいと思います。よろしいですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 出る出ないはまたわかりませんが、よろしいですね。

それでは、本名議員の決議に関しては閉じさせていただきます。

続きまして、ほかにどなたか、その他ございますでしょうか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） なければ、では私のほうから幾つか。

資料につけさせていただいております、三芳町議会議長交際費支出基準、こちらは議会運営委員会ですばらく協議をさせていただいて、議会運営委員会のほうで、このような形で上がってまいりました。皆さんに協議をしていただいているものなので、特段問題はないかと思いますが、何もなければこれを支出の基準としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） では、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、三芳町教育委員会から議会に対しまして依頼が1件入っております。皆さんのお手元に資料があるかと思えます。皆さんご承知のとおり、マレーシア料理の給食、またオランダ料理の給食を各小学校、中学校、失礼しました。マレーシア料理は三芳中を除く7校でしたね。オランダ料理は全小中学校。

ここへ議員にも、各学校に15枠、2枚目にあると思うのですけれども、15枠あるのですけれども、ここにできましたら議員も参加をしていただいて、この給食を試食をして、有料にはもちろんなりますが、試食をしていただきたいという旨の申し入れ、依頼がございましたので、皆さんにご報告をさせていただきます。

基本的には学校で行われていることですので、皆さんから特段異論がなければ参加をしていいのかなと思っていますけれども、まずその辺から、皆さんからご意見を賜ればと思いますけれども。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これは当然、義務とか強制ではないと考えますけれども、出なくてもいいという選択もありですか。

○議長（抜井尚男君） それも含めて皆さんにご協議をいただければと思います。

強制的に出ろということは、基本的には言えないかなと私は思っていますけれども、教育委員会から依頼でございますから。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、出たい方で調整していただければいいのではないかなと思うのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 今、出たい方で調整をすればいいというのが一つ菊地議員から意見としてございました。

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ということでございますので、それでは恐らく皆さん、行かれる方は、ご自身の周りの学区の学校に行かれるのが基本的には多いのかなというふうに思います。ですから、今菊地議員からあったように、行きたい方が行けばいいということで皆さんご了解いただいたようですので、行きたいという、どこそこの学校に行きたいという旨を事務局のほうに申し出をいただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

たしか15日ぐらいに返事を欲しいということで言われていますので、今定例会は14日までですが、そこまでに皆さんから事務局に申し入れをいただきたいというふうに思います。万が一そこで申し入れの場所が重なった場合なのですけれども、教育委員会では1名というのが希望で言われていますので、その調整を重なった方同士、あと事務局も当然含めてですけれども、調整していただければと。どうしても調整がつかない場合には、2人でもいいかということを探しても別に構いませんが、そのような方向で14日までに決めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

菊地議員がおっしゃったことなのですからけれども、これは希望者でというお話がありました。希望者で行うということなのですからけれども、まず希望者がどれだけいらっしゃるのかというのを把握して、その方たちで集まって調整すればいいだけではないかなと思います。皆さんがここへ行きたい、あそこへ行きたいで先に出されて、後から調整というのはちょっと大変かなというふうにも考えるのですけれども、希望者をまず手を挙げて聞いてみられたほうがいいのかというふうも思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 今意見として、この後になると思いますけれども、ご希望される方によって、この後調整をして、それで決めてもいいのではないかなというのが内藤議員から提案がありましたけれども、それ

でよろしいですか。

ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最初に議長が言っていた方法でいいと思いますけれども。

○議長（抜井尚男君） どちらにいたしますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） では、まず1つ、希望するしないによって、希望する方が出られるということは皆さんよろしいですか。行かない方は行かないと。それはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それからでは、決め方に関してですけれども、では最終日までにご自身で行く学校をある程度決めていただいて、それを、最終日にどこかで集まってやりますか。それとももしあれだったら、私からそれぞれ聞きましょうか。ここで行く行かないは判断してもらって、行く人だけに聞いて私が調整しても構いませんけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） では、14日の、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

（午後 4時31分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午後 4時31分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、14日の閉会后にどこの学校に行かれるかということをお皆さんに、参加される方に調整を図りたいと思います。

今の時点でもう行く行かないを確認しておいたほうがいいですか。それは14日でいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 済みません、5日の木曜日なのですが、一応厚生文教常任委員会としては、第1木曜日なので、ちょっとそこだけ皆さんご予定を入れていただければと思っております。

○議長（抜井尚男君） 岩城委員長からお話がありました。この5日の木曜日は、委員会をやるというので、ほぼ決定でよろしいのですか。

○議員（岩城桂子君） 一応、定例化した部分では、第1木曜日。

○議長（抜井尚男君） では、7月5日は厚生文教常任委員会開催の予定があるということをお考慮して希望していただきたいということのようでありますので、その辺は厚生文教常任委員会の方はご了解いただきたいと思っております。

それでは、この件に関しましては、14日閉会后、場所は……では済みません、応接室でやりますので、14日終わったら、よろしいですか、それで。そのまま応接室に集まっていただいて。参加を希望されない方は、

そこには来なくていいということで。それでは、14日の閉会後によろしく願いいたします。

何かこの件に関してございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、そのほかですが、第3の6月の火曜日は6月の19日になりますが、きょう全員協議会を開催をさせていただきましたので、何かほかに案件等が急に上がってきたりしない限りは、6月の全員協議会はきょうということにさせていただきます。

すなわち何もなければ、次は7月17日の火曜日午前9時半、この場所というふうになりますので、ご了解のほうをよろしく願いいたします。

私のほうからは以上であります、事務局のほうからは。

では、事務局、お願いします。

○事務局長（齊藤隆男君） 先ほどの本名議員からの質問といたしますか、確認事項でございますが、北朝鮮の核実験に厳しく抗議する決議案につきましては、全会一致で採択されております。可決しております。橋下徹維新の会共同代表の慰安婦発言の撤回、謝罪を求める決議につきましては、反対1で、賛成多数で可決しておりました。

以上となります。

それともう2点、議員互助会につきましては、18日から22日の間で事務局まで納めていただきますようよろしく願いいたします。

それと、平成30年度予算に計上いたしました、災害時等における現地の視察調査等の議会活動の際に着用していただきますヘルメットが用意できましたので、これが終了しましたら全員にお配りいたしますので、貸与でございますので、各自責任を持ちまして保管をお願いするとともに、万が一有事や訓練等の際には着用のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

それでは、ほかに。皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 今事務局からありましたけれども、今月の18日から22日の間、互助会費の回収をしたいと思っておりますので、この間2万4,000円になるかと思っております。事務局のほうに納入をお願いしたいと思いますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、ほかになければ閉じさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局にお返しをいたします。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、長時間にわたってありがとうございました。もう4時半を回っております。お疲れのことと思います。

本日で一般質問も終わりました、しかしながらまだまだ14日まで本会議は続きますので、お体には留意をして最後まで望んでいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

（午後 4時36分）